

平成29年度

第2回 霧島市食育推進検討委員会

日時：平成29年10月26日（木）午後2時00分～

場所：霧島市役所国分庁舎 議会棟3F 全員協議会室

○ 会 次 第 ○


1. 開会のことば
2. 健康増進課長あいさつ
3. 協議

- (1) 健康きりしま 21（第3次）「栄養・食生活・食育の推進分野」の計画素案について
- (2) その他

4. 閉会

平成29年度の食育の取組
食を通したコミュニケーション豊かな
食生活の推進

よくカメ
ゆっくりカメ
味わってカメ



酢がめ（カメ）と
「噛め」をかけて噛
むことの大切さを
表しています！

霧島市食育推進キャラクター

酢がめ（噛め）ちゃん

平成29年度 霧島市食育推進検討委員会 委員名簿

	氏名	所属		任期	備考
1	宮川 尚之	始良地区歯科医師会 霧島市支部		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
2	原園 功一	霧島市学校保健会(牧之原小学校)	委員長	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
3	瀧山 直美	霧島市学校栄養教諭(国分中学校)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
4	松木 靖代	霧島市PTA連絡協議会		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
5	千葉 しのぶ	NPO法人 霧島食育研究会		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
6	川野 幹子	霧島市食生活改善推進員連絡協議会		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
7	藤谷 寛子	霧島始良伊佐保育連合会(照明保育園)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
8	外山 澄子	鹿児島県食育シニアアドバイザー	副委員長	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
9	有村 智美	株式会社 グリーンハウス (京セラ国分工場)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
10	安留 孝	あいら 農業協同組合(経済部農産企画課長)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
11	濱田 康男	国分園芸振興会		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
12	山田 由美子	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
13	隈元 羊子	鹿児島県栄養士会		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	

霧島市 健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 地域医療検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 地域医療の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(5) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
 - (2) 福祉関係団体の代表
 - (3) 教育関係団体の代表
 - (4) 地区組織の代表
 - (5) 各種健康づくり推進団体の代表
 - (6) 農業関係団体の代表
 - (7) 企業の代表
 - (8) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱(平成18年霧島市告示第107号)

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱(平成18年霧島市告示第219号)

附 則(平成21年7月27日告示第196号)

この告示は、平成21年7月27日から施行する。